

## 平成30年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 8 2 号	宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	9月11日
議案第 8 9 号	平成29年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 9 2 号	公の施設（宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 3 号	公の施設（宝塚市立高司グラウンド）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 4 号	公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 5 号	公の施設（宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館）の指定管理者の指定について	可決 (賛成多数)	
請願第 2 3 号	教育条件整備のための請願	採択 (全員一致)	

### 審査の状況

① 平成30年 9月 6日 （議案審査）

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖  
田中 こう 中野 正 若江 まさし

② 平成30年 9月11日 （議案審査）

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖  
田中 こう 中野 正 若江 まさし

③ 平成30年10月 3日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖  
田中 こう 中野 正 若江 まさし

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第82号 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

総合健診コース及び健康増進法に基づく検診の一部の使用料について見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** 使用料改正の必要性について

**<質疑の概要>**

問1 がん検診について、値上げによって受診者数は減少すると考えるが、歳入見込みでは受診者数を前年度までの実績値を用いている理由は。

答1 健康センターで実施しているがん検診は、受診者の大部分が自己負担なしであること、また、値上げの幅も300円程度に抑えているので、受診の抑制につながるものではないと考えることから、前年度までの実績値を用いた。

問2 受診者の大部分が無料であるならば、今回の使用料改正が、赤字解消につながるのか。

答2 がん検診の使用料改正は、事業収支の赤字解消が目的ではなく、使用料の設定が委託料の3割に至っていないものについて、適正な利用者負担を求めようとするもの。

問3 がん検診の受診率を向上させる手だては。

答3 既存の取り組みのほか、池田泉州銀行とアフラック生命保険(株)と連携し、3者で作成したチラシを池田泉州銀行の窓口配置している。また、国立がん研究センターによるソーシャルマーケティングの手法を取り入れた受診勧奨の取り組みに参加した。

なお、市の行う特定健診とがん検診について、9月6日から24時間web予約を開始しており、今後も受診率の向上に努める。

問4 猪名川町は、受診料が低いわけではないが受診率が高い。また、伊丹市は、受診料は低い受診率が高いわけではなく、受診料と受診率には関連がないように思われる。なぜ、猪名川町の受診率が高いのか検証したことがあるか。

答4 猪名川町では、西谷地域で行っているまちぐるみ健診のような手法で、住民組織にも働きかけて地域ぐるみで受診勧奨をしており、受診の機運を高めている。

問5 宝塚市では、国民健康保険被保険者のがん検診の受診料を免除しているが、取り組んでいる市町が少ない。今後どうしていくのか。

答5 国民健康保険被保険者に対するがん検診受診料の免除については、兵庫県下で8市町が実施している。国の方針ではがん検診の受診者の比較について、国民健康保険被保険者の受診者の中で比較していくとのことであるので、継続していきたいと考えている。

問6 総合健診コースは、受診対象も含めて、どういう人に受診してもらいたいと考えているのか。

答6 受診対象は20歳以上としているが、ターゲットとしては生活習慣病の発生が多くなる40歳以上を想定している。無料で受けることのできる検査もあるが、総合健診コースを受診する人はそれ以上の検査を求めて受診しているのではないかと考えている。

問7 総合健診コースの目標値は設定しているか。

答7 数値目標は設定していない。これまでも混雑して予約がとりにくい状況があったことから、改善に努めており、受診ニーズに応じて健診枠を設定することが目標だと考えている。

問8 市としては、ニーズがあるから実施している事業であり、積極的に目標値を掲げて進める事業ではないという考えか。

答8 総合健診コースは、市内の何箇所かの病院でも人間ドックとして行っており、阪神間の自治体や病院でも行われていることから受診者自身が選択でき、健康センターで受診しなければならないものではないと考えている。

問9 市の取り組む事業として、位置づけが明確ではない。幅広く受けられるところがあるから、市として数値目標は掲げないし、ここで受けてほしい人は受けてくださいという考え方で、今後受診者が減れば受益者負担として値上げでカバーするという考えか。

答9 近隣の市町と比較しても、健康センターでの受診料の2万7千円は安価で、3万円に値上げをしても決して高くはない。人間ドックの受診希望者にとって、値上げをしたからといって、健康センターを選ばない理由にはならないと考えている。

問10 値上げする側の論理であり、家計で医療費として年間に使える額は決まっている。そういう視点で考えると値上げはするべきではないし、必要な事業なら対象者をふやす努力をすべきであると考えているがどうか。

答10 健診事業は市民の健康維持のための事業で、基本は特定健診や後期高齢者健診にしっかりと取り組むことである。総合健診コースは法に規定されない付加的

に実施している事業で、選択的なサービスであると考えており、その利用者の負担割合は高くなると考えている。

問 1 1 総合健診コースとがん検診の受診料値上げにより、国民健康保険事業費の負担がふえることへの考え方は。

答 1 1 約 440 万円の負担増については、保険税で対応する。総合健診コースについては自己負担額がふえるが、各種がん検診については引き続き無料としていきたいので、トータルで考えると被保険者の健康増進に資すると捉えている。

問 1 2 がん検診の自己負担について、委託料の 3 割程度とする根拠は。

答 1 2 診療報酬の考え方をもとにしており、検診受診対象となる 20 歳以上のうち、後期高齢者医療被保険者等を除く年齢層の自己負担割合が 3 割であることから、そのようにした。

問 1 3 使用料の改正を行わなければ今後も総合健診コースにおいては赤字が続くとのことだが、その赤字はどこが負担するのか。

答 1 3 一般会計で負担することとなる。

#### <論点外の質疑の概要>

問 1 4 総合健診コースを市立病院で実施したらどうか。

答 1 4 平成 13 年度まで市立病院から職員の派遣を受けていたが、効率的な運営のため兵庫県健康財団に委託した経緯がある。市立病院などでの健診実施については、課題の整理もあり、直ちに行うことは難しいと考えている。研究していきたい。

#### 自由討議

委員 A 健康センターで取り組む健診の方向性やビジョンを明確に示してほしい。方向性やビジョンが明確にある中で、赤字が出たので受益者負担を求めていくというのならまだ理解するが、数値目標がなく、ニーズが目標である事業を、市としてこのまま続けていくのか。国もそうだが、健診事業そのものが伸び悩んでいる中、赤字は解消するが国民健康保険事業費に負担を負わせるような値上げでいいのか。

委員 B 総合健診コースを値上げすると人件費も上がる。使用料を改正して赤字が解消すればいいが、絵に描いた餅にならないか。赤字がふえる事業を続けていくべきかどうか、もっと目標をはっきり持ってほしい。受けた人は受けるだろうが、費用の問題もあり、市立病院で安価でできないかとも思う。総合的な健康は、どうしていくのか。本来の目的がなくなっており、考えなければならな

い。

委員A 一致できる点は、未然に病気を防ぐために行っている事業なので、受診を希望する人が受けにくくなってはいけないというところであり、条例が果たす役割を考えて取り組んでほしい。

委員C 総合健診コースの使用料は10年以上改正しておらず、市の健康増進事業が赤字で、市の財政も逼迫していることから、適正なものにしないといけないと考えている。受診率は気になるが、受診料以外の部分でよりよくしていけると思うし、受診料の違いが受診率に大きく影響するものではない。地域ぐるみで健診を行うなど、別の観点から受診率向上についての研究を進め、受診率向上への努力をしてほしい。

-----  
<ここまでの自由討議の整理>

委員長 健康ドックは、健康センターのほかに民間の医療機関でも実施されている。宝塚市全体としては、受診率を向上させなければならず、そのためにはどうすればよいかを民間の医療機関と一緒に考えていかなければならない。また、健康センターの総合健診コースは安価であるが、答弁からは受診率のことはあまり考えておらず、補助的なものであるかのように聞こえる。市としては、健康センターでの総合健診コースの受診率を上げるための対策を考えていかなければならない。

委員D 総合健診コースは、受診率の目標を掲げていない。がん検診の受診率は上げていかないといけないが、受診料の影響を受けるものではない。受診料を上げても、受診率の向上については別個に考えてほしい。

<論点外の質疑の概要>

問15 栄養指導はまだ行っているのか。

答15 総合健診コースに組み込まれているわけではないが、一事業として誰でも利用できる栄養相談業務を行っている。

討 論

(反対討論)

討論1 市民の負担増は避けてほしいが、財政状況を考えると理解する部分もある。総合健診コースの自己負担を3千円値上げしても、国民健康保険事業費にマイナスを与える。仮に国民健康保険事業費が赤字なら、影響を考えて議論するのか。また、健康センターが健診事業の普及に頑張っているように見えない。数

字で上がってこないなので、どう努力しているのかもっと示してほしい。安易な値上げではないと思うが、もっと議論してほしいという思いから反対する。

**審査結果** 可決（賛成多数 賛成 5 人、反対 1 人）

**議案番号及び議案名**

議案第89号 平成29年度宝塚市病院事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成29年度病院事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

**収益的収支**

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 115億1,489万835円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 116億9,662万84円

差し引き1億8,172万9,249円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は1億8,569万1,333円となった。

**資本的収支**

収入総額 15億4,317万6,585円

支出総額 25億2,818万8,639円

差し引き9億8,501万2,054円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

**論 点 経営の改善について**

**<質疑の概要>**

問1 他会計借入金の平成29年度の増減額として一般会計から3億円借り入れ、水道事業会計へ3億5千万円償還している。返済のための借り入れといった自転車操業的印象を受けるが。

答1 平成29年度は一般会計から5億5千万円を借り入れる予定であったが、全額は困難であったため3億円を借り入れ、水道事業会計から2億5千万円を借り入れることになった。水道事業会計からの借入分2億5千万円については、償還期日の来ていた6億円から償還猶予を受けることとして、差し引き3億5千万円を償還したものの。

問2 返済計画はどうなっているのか。

答2 水道事業会計については、水道事業計画の中で貸付期間が定められている。一般会計については、11億6千万円の未償還額のうち、8億6千万円は貸付期間が20年間でうち10年間は据え置き、11年目以後分割して毎年病院事業の収益の中から返済する。

問3 借入金については、計画を立てて償還する必要がある。やりくりだけでなく、キャッシュを生み出す経営改善の具体的な方向性は。

答3 資金不足の主な原因であった退職手当組合負担金については、市が退職手当組

合と協議の上適正な負担金に見直されたため、資金の流出を防ぐことができると考えている。また、医師の突然の退職に起因する減収については、病院事業管理者が先頭に立って対応しており、収益増化策の一案として、医師確保による収入の確保と、さらなる支出の削減を進めたい。

問4 医師確保の現状は。

答4 春に消化器内科の医師が10人と救急科の医師が退職し、非常に痛手を被ったことで、安定的な医師の確保が緊急課題であると感じた。宝塚市立病院は、医師の六、七割を兵庫医科大学が占めており、組織対組織として大学との連携をさらに強めなければならないと考えている。兵庫医科大学と協議し、医師の派遣を依頼するだけでなく、パイプ役となる人物の派遣を受け、いろいろな職種での交流も定期的に進めるなど連携を深め、着実に前進していきたい。

問5 単年度収支均衡に何が必要かを考えなければならない。平成29年度における市立病院改革プラン2017の収支計画上の経常損益と実際の純損失を比較すると、2億8,800万円下振れしているが、その要因は。

答5 収入面では、消化器内科及び救急科の医師の退職による患者数の減や、循環器内科での下肢血管治療が休止となったことによる減収など、費用面では人事院勧告による給与費の増額などにより実績に差が生じた。

問6 決算書には救急医療について医療機能の向上に取り組んできたと書かれてあるが、平成29年度の実績は、患者数の減などで前年度に比べ1億円以上減っている。医師の退職による影響もあったとのことだが、今後どのようにしていきたいと考えているのか。

答6 実績が大きく減となった要因は、医師の退職による受入患者の減と、医師の退職後、救急科で受け入れた患者を入院させる際に救急科でなくほかの診療科に振り分けたことによる。救急科は収益の大きな柱であり、救急の受け入れをふやすことは大きな命題だと考えている。

問7 流動性を確保するためには流動資産が流動負債の2倍以上、流動比率が200%あれば安泰だと言われるが、市立病院の現状は、平成28年度が53.2%、平成29年度が49.2%と悪化している。平成28年度の全国平均188.3%と比較してもかなり低いが、大丈夫なのか。

答7 流動比率が悪化した理由は、他会計借入金償還期日の1年前を迎えたことにより、固定負債から流動負債となったため。また、国の会計基準の特例措置が終了したことにより、平成29年度から引当金が流動負債となったためである。

問 8 経営好転の鍵はがんセンターであると考えているが、オープンした本年 4 月以後の患者の受入状況は。

答 8 8 月末現在の受入患者数は 70 人程度となっている。シミュレーションでは、1 年目の新規患者を 100 人と想定していたが、現状は一月当たり 20 人の受け入れとなっており、100 人程度の上積みが可能ではないかと考えている。2 年目に 200 人、3 年目に 300 人としていたが、1 年前倒しのような状況になるのではないかと考えている。放射線治療は 2 人の非常勤の医師で行っているが、全国的にも放射線治療の医師が不足している中で、10 月から 1 人、31 年 4 月に 1 人の常勤医師をそれぞれ採用できることになっている。常勤医師の採用により診療報酬単価が上がることから、収益も前倒しで上向くことが期待できる。

問 9 消化器内科や救急科では医師が減って患者数にも影響が出ているが、呼吸器内科や整形外科、泌尿器科など患者数がふえている診療科もある。特筆すべき取り組みは。

答 9 整形外科や泌尿器科は非常に頑張っており、成長性が高い診療科である。また、がん治療を担う診療科が呼吸器内科や乳腺外来など個別にあることから、腫瘍内科に集約したいと考えている。腫瘍内科は平成 31 年 4 月には医師が 5 人体制となる。肺がん患者が増加しているが、腫瘍内科が呼吸器内科を兼任することで、肺がん診断に効果があると期待している。腫瘍内科がこれだけ充実しているのは、阪神間では宝塚市立病院が唯一であり、看板である。いずれは宝塚市立病院を腫瘍内科のメッカにしたい。

問 10 医師の大量退職を防ぐための取り組みは。

答 10 大量退職に至った原因は、関連大学との連携が弱まり、後任の医師の派遣が滞る状況となったため。それを踏まえて、今後は連携の維持に努め、阪神北圏域と南圏域の医療をどう守っていくのか考えなければならない。単に医師の派遣を受けるだけではなく、働き続けてもらえるような環境づくりが必要であり、きちんとした対応を肝に命じて取り組まないといけないと考えている。

問 11 今回の大量退職について、関連大学の医局から原因などについて指摘はあったのか。

答 11 対策のために原因は追究しなければならない。大学からは医師が働きやすい環境づくりへの改善の指摘はいくつかあるが、今は協議を進めているところである。

問 12 監査の指摘にあった時間外勤務の状況に対して、どういう改善を試みたのか。

答 12 血液浄化療法センターの看護師及び臨床工学士は、土曜日も含め週 6 日稼働

しているため平成 30 年度から病棟勤務と同様にシフト制をとり、土曜日を勤務日とし出勤時間数を時間外としないこととした。また、臨床工学士については、血液浄化センター以外でも業務が多いことから、平成 31 年 4 月に 2 人増員の予定である。これらにより、監査からの指摘はある程度改善されると考えている。ただし、事務職の時間外労働については、具体的な改善策をとれていない。また、医師の加重労働については、集計をとって 80 時間を超えた場合、本人と面談し原因を究明するよう努めている。

問 1 3 医師の休診が多い時期があった。研修で医師がいないとの説明を受けたが、研修には全員が参加するのか。

答 1 3 各診療科に学会があり、学会にはほとんどの医師が参加しているため、学会の開催時期には手薄になる。応援の医師で対応しているが、十分確保できないときがあった。

問 1 4 診療科にもよるが、かかりつけ医からの紹介状があっても、その日に診てもらえず次回の予約をとるだけのことがあったと聞いているが、状況は。

答 1 4 市立病院では、医院からの紹介状がある場合必ず診ることを原則としているが、消化器内科については退職により医師が半減し、内視鏡検査、病棟、外来と多忙を極めた。そのため、紹介状を持って予約なしに来院した患者を外科で診るなどして対応した。紹介状と予約は一对のもので、混乱を招かないよう予約を入れて来院してもらうよう対策をとっている。

問 1 5 障がい者の法定雇用率の算定基礎となる障がい者の確認については、ガイドラインどおりにできているのか。また、委託業者はどうしているのか。

答 1 5 市立病院での法定雇用率の算定基礎となる職員については、障害者手帳で確認している。医事業務と施設管理を委託している事業者に対しては、昨年、障がい者の雇用状況調査を行っており、それに基づいて確認していきたい。なお、契約更新時には、改めて確認可能だと考えている。

問 1 6 障害者差別解消法に基づく相談体制について、市立病院ではルールどおりに行われているのか。

答 1 6 本市の職員対応要領では、公営企業職員は除外されており、市立病院では厚生労働省が病院に関して示しているガイドラインに基づいて対応している。医師や看護師などが現場で直接受けた相談については、そこで解決すれば問題はないし、解決しないものが患者総合相談室に寄せられているという流れがあると考えている。また、情報共有については、多職種で構成するサービス向上委員会の中で、事例を共有していく。

問 17 患者総合相談室で受けた事例だけでなく、医師や看護師などが直接受けた相談についても集約していくべきではないか。ノウハウの蓄積が重要であり、よい事例も悪い事例も蓄積していくべき。

答 17 患者総合相談室において意見や苦情を一元化、毎月院内で情報共有し、蓄積しているがまとめるに至っていない。今後、蓄積された事例を整理してまとめていく。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

平成30年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第92号 公の施設（宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館の指定管理者として、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社を指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 非公募とする理由は理解できるが、非公募であっても、現状維持でよしとはせず利用者がよりよく利用できるような施設にする努力は絶えず続けてほしい。サービス向上の取り組みについて、教育委員会ではどのように指定管理者に対して指導しているのか。

答1 市民ニーズが非常に多様化しており、また新しいスポーツが多く出てきていることから、多様なニーズや要望を十分に把握する中で、自主事業の展開や新しいイベントに取り組んでほしいということを申し入れた。また、施設自体が老朽化しているため、事前の点検を踏まえ、大きな事故等が発生することがないように適切な管理を行ってほしいということなども申し入れた。

問2 指定管理者に対する教育委員会の指導は、こういった機会に行っているのか。

答2 指定管理者の指定後に基本協定を締結する際、十分な協議をする中で、こういった運営をしてほしいと申し入れを行っている。また、毎年度、モニタリングの結果について、前年度の取り扱いを踏まえ、次年度以降の管理について申し入れを行っている。さらに毎月、利用についての報告があり、報告の都度必要があれば指導を行っている。

問3 モニタリングによる評価は、指定管理者によりよいサービスを行ってもらうことを目的としており、今後、モニタリングする側である評価者の能力の育成も一定必要ではないかと思うが、どのように考えているのか。

答3 従来、宝塚市スポーツ振興公社がスポーツ施設を一括管理していたが、昨年度から花屋敷グラウンドは国際ライフパートナー株式会社が管理することとなったことから、民間での管理や方式、活動の仕方と比較しながら、さらに市民サービスの向上に資するような指導ができるように努めていきたい。

問4 今回、必要最低点数を前回と同じく60%と設定しているが、仮に70%の設定であればスポーツ振興公社は1点足りないことになる。例えば、次回の必要最低点数を70%とすれば、事業者は改善しようとするのではないか。非公募とする場合は、改善のためのインセンティブとして、次回は必要最低点数を70%に設定することは考えられないか。

答4 審査に係る評価において、全ての項目で標準点である点数をつけると60%となり、これを基準としている。募集を非公募で行うときには、インセンティブを確保する意味からも、公募のときと必要最低点に差を設けることも検討したい。

公募、非公募については、指定管理者の募集に当たって、競争原理が働かなければ、サービスの向上につながりにくいと考えていることから基本的には公募としている。ほかの施設に関しては宝塚市スポーツ振興公社も競争で負けているため、同公社自身も結果を踏まえ、中期経営計画のようなものを作成し、サービスの向上や職員の意識改革に取り組むということも聞いている。そういったことも踏まえ、今後庁内で協議し、ほかにも非公募としている施設もあるため、今後検討したい。

問5 今後、公募になる可能性はあるのか。今後も非公募とするという認識でよいのか。

答5 市民サービスを第一に考えるべきだと思っており、管理運営上、非常な瑕疵や重大な事故等があれば、非公募の選定であっても指定の取り消しも制度上あり得る。しっかりとした管理は重要で、次回も当然非公募で行えるくらいの管理実績があるかどうか重点を置き、判断していきたい。

問6 指定管理者には今後5年間に選定に係る評価点を上げていくことが求められている。従って、非公募にしておきながら、教育委員会が指導しないのは適当ではなく、評価点を上げていくことは教育委員会の責任でもある。今後の5年間において、評価点を上げていくことについての決意は。

答6 宝塚市スポーツ振興公社と教育委員会の役割を兼ね合わせて考えていく。教育委員会として、スポーツ振興や市民サービスが向上するような取り組みについて責任を持って進めていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第3回(9月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 公の施設(宝塚市立高司グラウンド)の指定管理者の指定について

議案第94号 公の施設(宝塚市立売布北グラウンド)の指定管理者の指定について

議案の概要

(議案第93号)

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市立高司グラウンドの指定管理者として、宝塚ウエルネスライフグループを指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

(議案第94号)

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市立売布北グラウンドの指定管理者として、宝塚ウエルネスライフグループを指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 宝塚市スポーツ振興公社が指定管理している本年度までにおいて、高司グラウンドに比べて売布北グラウンドの再委託費比率が高い理由は。

答1 売布北グラウンドについては、人員が常駐して管理しているため、再委託費比率に差が発生している。

問2 高司及び売布北の両グラウンドが花屋敷グラウンドの指定管理者に関連性のある会社により運営されることを考えると、3つのグラウンドの管理は、一元的に運営されるようなイメージでよいのか。

答2 実際のグラウンドの管理面については統一的な管理は可能だが、ソフト面、事業面等については、内容が少し変わってくる。

問3 高司グラウンドにはナイターの設備があり、21時まで利用できるにもかかわらず、大人には利用しにくい大きさで、利用者の大半が子どもであるが、今後、利用頻度を上げていくために、候補者から新たな提案などはあったのか。

答3 利用率向上のため、団体での利用だけでなく、個人利用の形式もできないかなど検討している。また、地域の方々に利用してもらいたいという考えから、スポーツに限らず地域活動のイベント等に利用してもらおう機会を設けることを自主事業の中で考えていきたいとの提案もあった。

問4 今回、新たな指定管理者に変更されると、現在の指定管理者である宝塚市スポーツ振興公社の経営面や同公社で働く人に、どういった影響が出るのか。

答 4 経営面について、指定管理料だけでなく実際の利用料の収入も減るため、当然収入自体は減るが、高司グラウンド及び売布北グラウンドは、基本的に再委託しながら管理を膨らましていたため、直接その分の全部が経営に反映するわけではない。ただ、人件費など経常経費の部分で削っていく必要があると考えている。また、宝塚市スポーツ振興公社からの再委託を受けて売布北グラウンドで働いている人については、本人の意向を確認した上で、新たな指定管理者と意向が合致するようであれば、採用すると聞いている。

問 5 売布北グラウンドは、グラウンドと住宅が隣接しており、新たな指定管理者となったときに、騒音や砂ぼこりなどのクレームが発生すると想定されるが、候補者から何か対策を聞いているのか。

答 5 現在、指定管理者の選定中なので直接申し入れは行っていないが、住宅が建設される前からあった施設であったことを十分に認識した上で、近隣住民との対応に努めてほしいということは申し入れようと考えている。また、近隣住民と良好な関係を築くための活動が重要であると説明をした上で、利用関係に支障が生じないような運営を申し入れするつもりである。

問 6 売布北グラウンドについて、真横に宅地があり、従来は宝塚市スポーツ振興公社がある程度状況を理解し、ボールが外に出ないように対策をしていた。新たな指定管理者となり、そのような対策が管理下ではないとされた場合、行政が動かなければならない可能性もある。利用者が制限されないように、候補者と協議し対応してほしいが、教育委員会の考えは。

答 6 しっかり徹底した上で、考慮し主体的な活動をしたい。

自由討議 なし

討論 なし

#### 審査結果

議案第 9 3 号 可決（全員一致）

議案第 9 4 号 可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第95号 公の施設（宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの間における宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館の指定管理者として、アクティオ株式会社を指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

**論 点** 公民館のあり方について

**<質疑の概要>**

問1 公民館と指定管理者のあり方について、社会教育委員の会議の意見書に示されている7つの条件を、アクティオ株式会社は全て満たしているのか。

答1 7つの条件全てが、指定管理者になるべき事業者に課せられているものではない。社会教育主事を各館に1人配置し育成すること、公平性の観点から全館同時に導入すること及び経費節減を第一義的な理由として制度導入を行わないことという3つの条件について、提案内容から考えると十分に踏まえていると考えている。残り4つの条件については、行政側に課せられているものと考えており、今後、十分に勘案した上で実施したい。

問2 残り4つの条件について、行政側は担保できると考えているのか。

答2 公民館の事業運営において、社会教育課が必要に応じて十分な指導や監督を行うこと、社会教育委員の会議が運営自体を評価すること、毎年度の点検を徹底すること、社会教育課に公民館の担当職員の配置することなどがあり、これらを勘案した上で実現していきたいと考えている。

問3 アクティオ株式会社の選定理由に、「宝塚市の地域の特性及び各公民館の状況並びに社会教育委員の会議からの意見書を把握した上で各種提案がなされた」とあり、図書館、公共施設、地域、大学などとの連携について、重要なこととして多く提案されているが、具体的にどのような方法でそれぞれと連携を図ろうとしているのか。

答3 アクティオ株式会社は人を大事にして運営している。実際に地域に出ていき人間関係を構築しており、門真市を例に挙げると、地域と連携して朝市を開催したり、講座に大学の教員を招致したり、地元企業と連携した事業や展示を行っている。現段階では本市については具体的な提案はないが、公共機関だけではなく地元企業等にも出向き、今後、何かしら連携できるような事業を実現していくとい

う提案をされている。

問 4 公民館と社会教育課との連携について、どのように充実させていくのか。今後、担当職員として教育委員会が各公民館に出向いていくことを考えていると聞いているが、協議の場などを設けているのか。

答 4 運用上の連絡調整会議を、最低月に 1 回くらいは開催しなければならないと考えている。また、連絡調整会議だけではなく、具体的に自主事業の進行上の調整、地域連携や公共連携などの指定管理者からの新しい取り組みなどについて十分に協議する必要がある。公民館の役割として行政の情報を集約して市民に伝える役割があるということも社会教育委員の会議から指摘もされており、市の情報をうまく指定管理者に伝えていくことも社会教育課の役割であると考えている。現在行っている市民カレッジについては、市の指定事業として維持していくということで調整し、プログラム自体は市の職員が主導し、実際にどういう実施がされるか確認しなければならないと考えている。

問 5 大きな災害が発生した場合、公民館は一時的な避難場所としてだけでなく、長期的な避難所として運営していかなければならないことも想定されるが、災害時の体制について、今後考えていくのか。現時点で何か提案はあるのか。

答 5 現在は予備避難所であり、指定避難所としての長期的な避難所の運用はないと想定しているが、候補者からの提案において、一時的に避難所として指定された場合に、一定期間休館した上で候補者が避難所としての運営を行ったという実績があったため、そのような運営になることを想定している。また、帰宅困難者の受入実績もある。災害時の具体的な受入体制については、今後十分に協議した上で決定していきたい。

問 6 社会教育委員の会議は、『社会教育』のあるべき方向について最も理解している『社会教育課』が『直営』で管理・運営されることがベスト」と基本的な考えを示しており、直営が困難であるなら『指定管理者制度』の導入は避けられないであろうと考えざるを得ません」と意見書を出しており、指定管理者制度導入について、積極的に賛成しているとは読み取りにくい。昨年 9 月以降、社会教育委員の会議は開催されたのか。また、そのことについて議論はされているのか。

答 6 会議は頻繁に開かれており、活発に活動している。地域課題解決のための公民館学習及び社会教育のあり方について、指定管理運営上の留意すべき点を指摘している答申をもらっている。また、その答申を担当していた社会教育委員が指定管理者の選定委員の一人であったため、答申前であったが内容を反映しながら選定に生かしていったという経緯がある。

問7 アクティオ株式会社のホームページに『やらせて欲しいと望む団体』の中から『是非、やらせてみたい団体』へ」とあり、自身がやらせたいと思われるような企業であるべきといった企業的な発想があるが、そのような社会教育に取り入れてはならない観点を公民館の運営に取り入れることに、非常に危惧を感じるが、どのように認識しているのか。

答7 やらせてみたいという内容について、市民サービスの向上に資するような内容であると認識している。また、単に管理だけでなく公民館の価値をさらに向上させるような活動を提案し、やらせてみたいと思わせたいのではないかと思う。

問8 アクティオ株式会社の雇用について、正規が少なく非正規が多いと指摘があると考えられるが、精査されているのか。また、高校生のアーチェリーをめぐる事故があったが、その後の対応や教訓についてどのように受けとめているのか。

答8 アクティオ株式会社は、全体費に占める人件費の割合が47.4%と高く、公民館は人で運営されるという点について非常に理解していると公民館指定管理者選定委員の評価も高く、申請のあった企業の中でも人材の確保について前向きであると認識している。また、事故が起こった際の適切な管理は重要と認識しており、指定管理者だけでなく市としてもどのような管理が必要か、協定の段階できっちりと振り分けた上で、実際に問題が起こったときには、市が自己責任として同時に対応する必要があると考えており、事故に対応できるような体制整備に努めていきたい。

問9 アクティオ株式会社の総評価点について、得点率76.3%を獲得しているが、アクティオ株式会社には何か問題があった際は、2位である候補者が繰り上がるのか。

答9 第2優先交渉権者を設定していないため、繰り上がらない。

問10 指定管理者制度導入について、どれだけ社会教育課が指定管理事業者を育成できるかに全てかかっており、本来の直営であれば市民カレッジなど市民とのつながりがあるが、外から入ってきた指定管理事業者であれば、本当に住民の意思に沿ったものになるのか不安がある。公民館の運営について、市に戻ってくるための方策を考えてほしいが、一度指定管理者制度を導入するともう市には戻ってこないのか。

答10 平成27年の社会教育委員の会議の公民館のあり方についての答申では、個人・集団の学びの場は十分できているが、地域課題を主体的に解決するための学びの場という本来公民館が持っている機能については未充足という評価があった。それを実現するためには行政も十分に活動するが、民間のよい部分を合体させることで実現できないかということで、公民館と指定管理者制度のあり方についての意見書が平成29年4月に出されたと考えている。指定管理者の選定により、

行政としての義務が終了したとは到底考えてはおらず、市民カレッジについても指定事業として当然社会教育課が責任を持って指導していくという考えを持っており、今後新しい公民館の管理形態を目指し、しっかりとした運営をしていきたい。

#### 自由討議

委員A 将来的には、再度、公民館の管理運営を直営に戻してほしいという希望がある。公民館の管理運営については、本来行政としてやるべき部分と認識しており、本議案には反対したい。

#### 討 論

##### (反対討論)

討論1 反対の立場で討論する。もともと公民館は教育機関としての位置づけであり、教育委員会が社会教育施設として管理運営していくものである。その理由は、表現の自由や学習の自由をしっかりと保障するということは教育委員会としてやっていくべきことだと考えるからである。指定管理者が決定するとその5年間は変更できないかもしれないが、その間も行政は社会教育主事を育てていく努力を怠ってはいけない。社会教育施設として教育委員会が責任を持ってやっていくことを目指してほしい。

審査結果 可決（賛成多数 賛成4人、反対2人）

議案番号及び議案名

請願第23号 教育条件整備のための請願

請願の概要

<請願の趣旨>

宝塚市では、「宝塚市教育推進プロジェクト」を中心に、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決に取り組んでいる。しかしながら、そのほかに様々な課題もあり、これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度の拡充が必要である。

私たちは、「21世紀を担う子どもたちに、より豊かな学校教育を」との願いから、教育条件整備についての請願を従来から行ってきた。貴市議会のご尽力で、徐々に改善されてきているところであるが、今回さらなる充実を願い、下記項目について早期実現を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
  - (1) 教育予算を削減しないこと。また現場のニーズに応じた予算拡充をおこなうこと。
  - (2) 備品費・学校需用費の削減をせず、保護者負担を軽減すること。
  - (3) 外国籍の子どもたちへの生活・学習支援を拡充すること。
  - (4) 子ども支援サポーターの増員をすること。
  - (5) スクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすすめること。
  - (6) 幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかること。
  - (7) 「安全・安心でおいしい給食」を充実させるための予算拡充をおこなうこと。
  - (8) 学校図書館充実のために、更なる予算拡充をおこなうこと。
  - (9) ICT機器の充実のために、更なる予算拡充をおこなうこと。
- 2 障がい児教育の充実のために
  - (1) 地域のすべての学校に、誰もが安心して利用できるよう多目的トイレを設置すること。また、各学校の実情に応じた施設設備（エレベーター・相談室・プレイルーム・スロープ等）の改善をはかること。
  - (2) 子どもの実態に応じて、必要な学校に介助員を増員してください。また、プール指導等の介助員も増員すること。
  - (3) 医療行為の必要な子どものための体制をつくること。
  - (4) 一人ひとりにあった卒業後の進路保障の方策を講じること。
    - ・「障がい者のための働く場」の拡充をはかること。
    - ・市職員採用の障がい者枠の拡大をはかること。
    - ・高校進学にあたっては、受験サポートや合理的配慮をはかること。
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために

- (1) 公立高校の開門率をあげるために、学級増を県に要求すること。
- (2) 私立高校就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充すること。
- (3) 中卒就職者の進路保障のため、行政採用を拡充すること。

4 文化厚生施設の充実のために

- (1) 子どもたちが安心して遊べる公園を増やすとともに、児童館の設備や環境の更なる充実をはかること。

5 地域の教育発展のために

- (1) 地域スポーツ指導者の確保と育成につとめること。
- (2) 「青少年を育てる地域づくり」のためのとりくみの充実をはかること。
- (3) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかること。

<質疑の概要>

問1 人的支援の拡充について、スクールソーシャルワーカー、子ども支援サポーターなどの既存の職種の人数を拡充するのか、または新たな職種の人数を拡充するのか、具体的に考えているのは。

答1 (紹介議員A) 基本的には、宝塚市の従来の制度に基づく学校教員、スクールソーシャルワーカー、子ども支援サポーター、現場の介助員など、全体的に必要とされる人数の拡充を考えている。

問2 現状において、どれくらい人数が足りていないと実感しており、大体どれくらいの人数の拡充を望まれているのか。

答2 (紹介議員A) 現場では手が回らなかったり、子どもたちへのサポートが十分でないことも懸念されており、全体的に不足していると実感している。どの職種が何人足りないという認識ではないため、数字的な把握は難しい。

問3 今回、特に施設的な設備や人的支援の拡充を特に望まれているとのことだが、それら以外についてはある程度進んできた実感しているのか。

答3 (紹介議員A) 毎年、各学校現場の要望を集めて教育委員会への概算要求となる。各学校により課題は異なるものの、施設整備面、人に関することが主で、今回は請願項目に柱として挙げたが、それ以外の課題がないというわけではない。予算が確保できた部分から少しずつ改善しているが、学校数が多く予算が追いつかない現状にあるため、毎年、要望は出続けている。

問4 昨年も同様の請願が提出されており、今回の請願項目にも「更なる予算拡充」とあるが、市の財政状況が逼迫している中で、安易に賛成してよいのか不安がある。請願の趣旨にあるように、「さらなる充実」を早期に実現させるためには、どの程度の予算が必要と考えているのか。

答 4 (紹介議員A) 子どもの教育予算について、現場からこのような声が上がっていることを十分に理解して考えていくもので、具体的な金額を要求しているのではない。教育についてのことなので、できるだけ実現したいという理想の追求と、明日も困っているような切実なことの両方を含んでいると理解してもらいたい。

また、「更なる」ということは、請願者は市に対して一定の努力を認めた上で請願の項目としているものと考えてるので、全ての項目について、ことし中の実現を求めるものではない。

問 5 本市の障がい者雇用率は 2.6%で、国基準の 2.5%よりも若干高目であるが、今後、さらに上げていくつもりなのか、あるいは現状維持していくつもりなのか。

答 5 (市当局) 今後、国も障がい者雇用率をさらに上げていく方向であり、本市も上げていきたいと考えている。

問 6 請願項目「3 中学生の卒業後の進路を保障するために (3) 中卒就職者の進路保障のため、行政採用を拡充すること」とあるが、中卒就職者の採用枠について、何か進展した点はあるのか。

答 6 (市当局) 年齢配置について、社会人及び大学卒就職者を重点的に採用したことによって職員構成が大分整ってきたが、まだできていない部分もあることから、今後、高校卒就職者までは踏み込む予定である。現段階において、中学卒就職者の採用枠拡大については考えていないが、検討課題であることは認識している。

問 7 請願項目「2 障がい児教育の充実のために」について、人的支援をどこまでするかという問題もある。子どもにとって必要な介助員なので、それを考え合わせながら何が合理的配慮で、介助員に多大な費用が必要であればそれにかわるものは何かを考えておく体制が必要であることについて、教育委員会は認識しているのか。

答 7 (市当局) インクルーシブ教育については、本市の教育行政の基本方針として位置づけており、本人や保護者との話し合いの中で、可能な限りの合理的配慮をしていくつもりである。

問 8 請願項目「2 障がい児教育の充実のために (3) 医療行為の必要な子どものための体制をつくること」とあるが、医療行為を必要とする個々の子どもへの対応はできているのか。

問 8 (市当局) 現在市内に常時医療的ケアが必要な子どもは 3 人おり、その子どもには看護師を常駐させている。また、それに加え自己導尿の介助が必要な子ども 1 人について、校外学習の際など必要時に看護師を配置している。看護師の配置については、来年度以後、看護師の協力体制を強化し、保護者が付き添わなくても

問題ないような体制づくりを整備していきたい。

問 9 請願の項目に上がっている内容について、実際に予算要求はされているのか。  
また、要求どおりに予算がつかないのはなぜか。

答 9 (市当局) 毎年、校長会や園長会等を通じて要望は受けている。それらの要望を教育委員会でそしゃくした上で予算要求、実施計画につなげている。要求した全ての予算がつかないわけではなく、限られた財源の中で市全体の財政状況を加味しながら、優先順位をつけて事業を展開している状況である。

問 10 請願の項目について、教育現場から上がってきたということだが、教育現場というのは、学校教員、子ども、保護者のいずれを指すのか。

問 10 (紹介議員A) 市民の会議、障害者情報クラブ等、いろいろなところから上がった声を整理したものである。ただ、現状を一番把握しているのは学校の教員であり、割合としては学校が最も大きいのではないかと考えられる。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	採択 (全員一致)
------	-----------

